

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月13日（平成30年（行情）諮問第258号）

答申日：平成30年11月5日（平成30年度（行情）答申第306号）

事件名：平成29年度第4回沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会議事録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年度第4回沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会議事録」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、沖縄労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年3月22日付け沖労発基0322第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その不開示部分の一部の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

「不開示とした部分とその理由」として「平成29年度第4回沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会議事録」について、法5条1号及び2号イに該当するとされている。しかし、労使双方が初めて金額提示した部分と思われるが、公にしても現在の最低賃金には何ら影響がないし、来年度にも影響しない。さらに、同第6回専門部会議事録においては、労使の具体的提示金額が記載されており、第4回議事録のみ不開示とすることに理由はない。なお、全国調査を行っているが、他局において、労使の冒頭提示金額のみ不開示とする局は今のところない（例示は省略）。したがって、不開示部分は開示すべきである。

（2）意見書（添付資料は省略）

下記第3の3（2）の不開示部分のうちウについて、不開示情報該当性は下記第3の3（3）エの理由が挙げられています。そして、請求人

である私の主張については、下記第3の3（5）で否認しています。

しかし、具体的な金額審議中の金額を開示したとしても、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に行われるおそれはありません。

なぜなら、沖縄からほど近い佐賀ならびに長崎の専門部会の議事録を添付しますが、どちらにも具体的な金額は開示されているためです。佐賀や長崎においては開示されるが、沖縄においては不開示にされるのであれば、それは国の機関として一貫性がないことを示しており、主張に破綻を来します。なお、鹿児島においては、同労働局のホームページに議事録が開示もされていますが、もちろん金額は記されています。

したがって、最低賃金額の途中の具体的な金額についても開示すべきです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年2月26日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「2017年度最低賃金の決定に関わる地方最低賃金審議会（専門部会等も含む）の議事録のすべて。ただし、特定最低賃金のみに関わる審議会のものを含まない。」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、これを不服として、同年3月30日付け（同年4月2日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において、法5条1号、2号イ及び4号の規定に基づき、その一部を不開示としたところであるが、不開示理由として、法5条5号を追加した上で、原処分で不開示とした部分のうち、下記3（4）に掲げる部分を新たに開示することとし、その余については、原処分を維持することが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求対象行政文書は、「平成29年度の沖縄地方最低賃金審議会（本審）議事録（第1回から第4回まで）及び沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会議事録（第1回及び第3回から第6回まで）」であり、別紙に掲げる文書1から文書9までの行政文書である。

なお、第2回沖縄県地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会については、視察を行った回であり、議事録が作成されていないものである。

ア 地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）における審議について

審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和34年法律第13号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

(ア) 審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法25条2項）

(イ) 審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法25条5項）

イ 審議会の委員について

審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

(ア) 審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」という。）及び公益を代表する委員各同数をもって組織する（最賃法22条）

(イ) 審議会の委員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）が任命する（最賃法23条1項）

(ウ) 局長は、審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない（審議会令3条1項）

(エ) 審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する（審議会令3条2項）

(2) 不開示部分について

平成29年度沖縄地方最低賃金審議会及び沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の議事録については、以下の情報が不開示情報となる。

ア 審議会委員の署名

イ 参考人の氏名、所属事業場名、役職及びこれらの特定につながる情報

ウ 最低賃金の改定額の審議に関する情報であって率直な意見の交換が損なわれるおそれがある情報

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号に該当する部分

上記（２）のうち、ア 審議会委員の署名及びイ 参考人の氏名、所属事業場名については、特定の個人を識別できる情報に該当し、かつ、法５条１号ただし書に規定されている情報にも該当しないことから、法５条１号の不開示情報に該当するため。

イ 法５条２号イに該当する部分

上記（２）のうち、イ 所属事業場名、及び当該事業場の特定につながる情報については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の経営上の利点や弱点を把握されるなど、当該法人の正当な利益を損なうおそれがあることから、法５条２号イの不開示情報に該当するため。

ウ 法５条４号に該当する部分

上記（２）のうち、ア 審議会委員の署名については、公にすることにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条４号の不開示情報に該当するため。

エ 法５条５号に該当する部分

上記（２）のうち、ウ 最低賃金の改定額の審議に関する情報については、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法５条５号の不開示情報に該当するため。

（４）新たに開示する部分

本件対象行政文書のうち、第３回沖縄県地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の議事録に記載されている、上記（２）イに係る情報のうち、参考人（企業側）の役職、参考人の所属事業場で雇用する労働者に関する賃金額、取引量、経営する店舗数、商品価格の改定に伴う売り上げへの影響率については、原処分において不開示とされていたが、これらの情報は単独で公開しても、必ずしも参考人の特定につながらない情報（その他の不開示情報と合わせて公開することで、参考人の特定につながる情報）であることから、法５条各号に規定する不開示事由に該当しないため、不開示情報に該当せず、開示することとする。

（５）請求人の主張

請求人は、審査請求書の中で、「平成２９年度第４回沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会議事録」について、不開示部分が「労使双方が初めて金額提示した部分」に当たるとしたうえで「公にしても現在の最低賃金には何ら影響がないし、来年度にも影響しない」等と主張しているが、不開示情報該当性については、上記（３）で示したとお

りであることから、請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3（4）で開示することとした部分については新たに開示し、その余の部分については、不開示理由として法5条5号を追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年6月13日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月28日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月6日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「2017年度最低賃金の決定に関わる地方最低賃金審議会（専門部会等も含む）の議事録のすべて。ただし、特定最低賃金のみに関わる審議会のものとは含まない。」の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書9を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書（別紙に掲げる文書7）について不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、法5条5号の不開示理由を追加した上で、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）法5条1号及び4号該当性について

通番1は、委員の署名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、また、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（2）法5条5号該当性について

ア 諮問庁は、通番2及び通番3の法5条5号該当性について、理由説

明書（上記第3の3（3）エ）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

（ア）最低賃金の改定額の審議に関する情報については、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号の不開示情報に該当する。

（イ）別紙に掲げる文書9については、最後の専門部会で労側及び使側それぞれが提示した最終的な引き上げ額であり、その後、本審で審議されるものとなるものであるため、法5条各号の不開示情報には該当せず、原処分において開示することとしたが、文書7については、最低賃金の金額を固める過程についての情報として、上記（ア）の理由により、不開示とするものである。

イ 最賃法10条1項では「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。」と定められており、また、最賃法22条では「最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」と定められていることから、審議会においては、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれが要求する最低賃金の引上げ額を提示しながら審議が進められることが、制度上当然に予定されているものと認められる。

ウ また、本件開示請求があった時点では、平成29年度沖縄地方最低賃金審議会及び沖縄県最低賃金専門部会における審議は終結しており、平成29年度の沖縄県における地域別最低賃金の額は確定して平成29年10月1日から発効している。

エ さらに、審査請求人が審査請求書及び意見書において、沖縄以外の地方について、最低賃金の金額を固める過程についての情報を開示している例を挙げていることを踏まえ、当審査会事務局職員をして、平成29年度における地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の議事録について確認させたところ、鹿児島労働局のウェブサイト上で公開されている「平成29年度 鹿児島地方最低賃金審議会第3回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録」等には、最低賃金の金額を固める過程についての情報が記載されており、その中で労側及び使側それぞれが提示した途中経過を含めた引上げ額も公開されている。

この点につき、本件審議会において、上記のように議事録を公表している審議会にはない特別な事情があるかどうかについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたが、諮問庁からは特段の説明はされていない。

オ 上記イないしエから、不開示部分を公にしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとまでは認められない。

したがって、通番2及び通番3は、法5条5号の不開示情報には該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、4号及び5号に該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分以外の部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条5号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 文書 1 平成 29 年度第 1 回沖繩地方最低賃金審議会（本審）議事録
- 文書 2 平成 29 年度第 2 回沖繩地方最低賃金審議会（本審）議事録
- 文書 3 平成 29 年度第 3 回沖繩地方最低賃金審議会（本審）議事録
- 文書 4 平成 29 年度第 4 回沖繩地方最低賃金審議会（本審）議事録
- 文書 5 平成 29 年度第 1 回沖繩地方最低賃金審議会沖繩県最低賃金専門部会
議事録
- 文書 6 平成 29 年度第 3 回沖繩地方最低賃金審議会沖繩県最低賃金専門部会
議事録
- 文書 7 平成 29 年度第 4 回沖繩地方最低賃金審議会沖繩県最低賃金専門部会
議事録
- 文書 8 平成 29 年度第 5 回沖繩地方最低賃金審議会沖繩県最低賃金専門部会
議事録
- 文書 9 平成 29 年度第 6 回沖繩地方最低賃金審議会沖繩県最低賃金専門部会
議事録

別表

1 本件対象文書			2 通番	3 不開 示部分 該当箇所	4 法5条該当号			5 開示す べき部分
文 書 番 号	文書名	頁			1号	4号	5号	
7	平成29年 度第4回沖 縄地方最低 賃金審議会 最低賃金専 門部会議事 録	2	1	委員の署 名	○	○		
		5	2	賃金引上 げ額に係 る情報			○	全部
		6	3	賃金引上 げ額に係 る情報			○	全部